2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上高井郡高山村大字牧字源内二六五七の九三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県田辺市下川下字城戸五八〇の一〇、五八〇の一一、五八〇の一三から五八〇の一五まで、五八〇の一七

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡木祖村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十五年六月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

番号	名称	住所	
5180	サンケイ建設株式会社	鹿児島県鹿児島市薬師一丁目二番四号	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5181	山陽板紙工業株式会社	岡山県岡山市東区西大寺一丁目二番五十五号	平成二十五年五月一日から平成二十六年四月三十日まで
5182	株式会社長谷川鋳工所	埼玉県川口市川口一丁目五番十四号	平成二十五年五月十五日から平成二十六年五月十四日まで
			平成二十五年五月二十七日から平成二十六年五月二十六日まで

○国土交通省告示第六百四十三号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を次のとおり指定する。

平成二十五年六月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路の種類	路線名	区間	備考
北海道道	鷹栖東神楽線	旭川市東旭川町上兵村三百三十四番一から北海道上川郡東神楽町字東神楽六百二十四番三十二まで	旭川市と旭川空港を連絡する道路の一部
一般国道	二百七十九号	青森県上北郡横浜町字上イタヤノ木二百三十八番から同町字豊栄平六十番まで	下北地域生活圏と東北縦貫自動車道八戸線を連絡する道路の一部
宮城県道	築館登米線	登米市迫町佐沼字新大瀬百四十九番一から同市迫町佐沼字新二本杉三十四番まで	東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を連絡する道路の一部
宮城県道	築館登米線	栗原市志波姫南堀口百六十九番二から同市築館字萩沢前百十八番一まで	東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を連絡する道路の一部
一般国道	百四十五号	群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村八百六十番一から同町大字植栗字山根三百九番一まで	沼田・渋川地域集積圏と上田地域集積圏を連絡する道路の一部
一般国道	百四十号	甲府市西下条町字川代千三百四十七番十六から同市落合町字田通百四十八番四まで	甲府都市圏を環状する道路の一部
一般国道	百九十七号	大洲市平野町野田乙八百七十七番一から八幡浜市郷三番耕地百三十六番二まで	八幡浜市と四国縦貫自動車道、四国横断自動車道を連絡する道路の一部
一般国道	四百九十三号	高知県安芸郡北川村和田字寺谷口南八百十八番一から同村柏木字五代ミゾ五百九十二番六まで	阿南市と安芸市を連絡する道路の一部
一般国道	二百五十一号	島原市出平町甲六百七十五番から同市有明町大三東戊字上松高野二千四百六十九番二まで	南島原市と九州横断自動車道長崎線を連絡する道路の一部
一般国道	三百二十四号	天草市港町九番三から同市志柿町字城邊田七千六十九番一まで	熊本市と天草市を連絡する道路の一部
宮崎県道	飯野松山都城線	都城市梅北町五千九百十番十五から同市梅北町一万九百六十一番六まで	都城市と重要港湾志布志港を連絡する道路の一部
鹿児島県道	飯野松山都城線	曽於市末吉町南之郷字大内田二千二十番一から同市末吉町南之郷字西ノ原六千九番二まで	都城市と重要港湾志布志港を連絡する道路の一部

○環境省告示第六十三号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十五項の規定に基づき、利尻礼文サロベツ国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十三年二月環境省告示第六号）等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年六月二十四日

環境大臣　石原　伸晃

第一　利尻礼文サロベツ国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十三年二月環境省告示第六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「第十一条第十七項」を「第十一条第十六項」に改める。

第四条中「該当する行為」を「該当するもの」に改める。

第二　知床国立公園の特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十三年四月環境省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十一条第十六項」を「第十一条第十七項」に改める。

第三　阿寒国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第三条第三項中「を定める件」を削る。